

第1章 本市の環境行政

1 環境問題の変遷

我が国においては、昭和30年代後半に始まった高度経済成長期に、重化学工業を中心とする工業生産が飛躍的に増大し、また、新幹線、空港、高速自動車道等の交通網が整備されるなど、国民の生活は裕福・至便になりました。

しかし、これらの産業活動に伴い、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動など、都市に特有の諸問題が生じてきました。

こうした諸問題に対応し、公害対策を総合的かつ計画的に推進するため、昭和42年に「公害対策基本法」が制定されました。

また、昭和45年の臨時国会は「公害国会」と位置付けられ、公害追放の世論の盛り上がり背景に「水質汚濁防止法」等公害関係14法が制定され、翌年には、環境関係諸法の施行等の事務を一元的に行う環境庁が設置されました。

公害関係法令の整備・充実や多くの事業者の努力などによって、産業型公害の危機的な状況はかなり改善されてきましたが、一方では、生活排水を主因とする水質汚濁や自動車の使用に伴う大気汚染など、我々の日常生活や通常の事業活動に起因する環境問題＝都市・生活型公害が各地で発生しています。

都市・生活型公害は、従来の公害問題のように原因企業と被害住民という構造ではなく、不特定多数の者が原因者であり、原因者が同時にその影響を受ける者になっている点が特徴です。

昭和60年頃から、経済のグローバル化が進み、原材料の輸出入のみならず、部品や製品の輸出入や海外旅行者数が増大する一方で、開発途上国における人口増加や貧困、自然破壊など、社会問題とも複雑に関連する環境問題が生じました。

また、多種多様な化学物質の使用は、環境ホルモン等の新たな環境問題を発生させ、人類を含む地球上の全ての生物種に脅威を与えています。

このように、原因が複雑多様化し、被害の程度が地球規模であり、次世代にも影響を及ぼす問題は、「地球環境問題」といわれています。

その中でも特に、地球温暖化は今日における人類最大の課題の一つです。平成9年に京都で開催された「第3回気候変動に関する国際連合枠組条約締約国会議（COP3）」では、先進国等の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値約束を初めて定めたこと、目標達成のための政策・措置の選択が各国に委ねられたこと、各国の数値約束が差異化されたことなどの特徴を有する「京都議定書」が採択されました。平成17年2月には、京都議定書が発効し、国際社会は地球温暖化防止のための意味のある一步を踏み出し、我が国においても、同議定書の第1約束期間（平成20年度～平成24年度）の目標達成に向け、各種施策を展開してきました。

平成27年にパリで開催された「第21回気候変動に関する国際連合枠組条約締約国会議（COP21）」においては、「京都議定書」に代わる令和2年以降の新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定には、産業革命前からの世界平均気温の上昇を2℃未満とする目標や適応の長期目標を設定すること等が盛り込まれていました。

こうした中、我が国においては、平成27年11月に、国全体として気候変動の影響への適応策（気候変動の影響に対する措置を講ずること）を総合的かつ計画的に推進するため、

「気候変動の影響への適応計画」を策定しました。さらに、平成28年5月に、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした「地球温暖化対策計画」を策定しました。また、平成30年6月には、気候変動の適応を法的に位置付け、その推進に当たって必要な措置を規定する「気候変動適応法」が公布され、同年12月に施行されました。

さらに、令和2年10月、菅内閣総理大臣（当時）は所信表明演説において、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。その後、令和3年5月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、2050年（令和32年）までの脱炭素社会の実現を基本理念として掲げ、同年10月には「地球温暖化対策計画」を改訂し、2030年度（令和12年度）において、温室効果ガス排出量の46%削減（2013年度（平成25年度）比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦するという新たな削減目標を示しました。

令和5年5月に本市で開催されたG7広島サミットでは、「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面している」と明確に述べられ、脱炭素、循環経済、ネイチャーポジティブ経済の統合的実現の必要性が共有されました。

2 本市の環境行政のあゆみ

本市は、中国山地を背に緑豊かな山々や丘陵に囲まれ、南には風光明媚な瀬戸内海が開け、太田川河口デルタには六つの川が流れ、「水の都」といわれる特有の景観を形成する、豊かな自然に恵まれた都市です。

昭和20年8月6日、本市に人類史上初めての原子爆弾が投下され、市内中心部の樹木は消失し、多くの尊い生命が失われ、都市の機能が麻痺するほどの壊滅的な打撃を受けました。この惨禍にもめげず、本市は、市民の思い、英知、たゆまぬ努力によって目覚ましい復興を遂げ、自然との共生を図りつつ、中四国地方の中核機能を担う都市として発展してきました。

水と緑に代表される本市の恵まれた自然には、被爆都市として訴え続けている平和の象徴として育まれてきた歴史的背景があります。

しかし、昭和40年代から、人口の増加や産業の発展に伴い、生活排水や工場排水の増加による河川や広島湾の汚濁が目立ち始め、瀬戸内海では赤潮が頻繁に発生するようになり、工場・事業場からの排出ガスによるオキシダント情報もしばしば発令されるようになりました。

このため、本市は、昭和４２年に衛生局衛生課に公害係を設置し、環境保全対策に取り組み始めました。その後、昭和４４年には公害対策課として改組（昭和４６年には環境保全部）するとともに、市内河川の水質調査を開始し、昭和４６年には水質監視員制度を発足させました。

また、昭和51年には「広島・呉地域公害防止計画」が策定されるなど、環境保全対策の充実が図られました。

昭和55年4月の政令指定都市移行後は、環境保全により配慮するとともに、「潤い」や「安らぎ」を求める市民ニーズを考慮しつつ、大気汚染、水質汚濁などの公害防止や緑化の推進などに努め、自然と都市との共存を図る水と緑の豊かな都市づくりを行ってきました。

平成5年には、環境の保全と創造に係る基本的な方針である「広島市環境管理計画」を策定するとともに、国際環境協力の一環として、友好都市である重慶市に「酸性雨研究交流センター」を設置し、共同研究を開始しました。

こうした施策が評価され、平成6年度には「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体」として環境庁長官から表彰され、その後も、平成7年度に「広島市環境影響評価要綱」の施行、国際環境自治体協議会（^Í^Ç^Ú^ℓ^É^Í）（その後「持続可能な都市と地域を目指す自治体協議会（ICLEI）」に改名）への加盟、「地球にやさしい市民行動計画」の策定等により、より環境に配慮した開発事業等への誘導、地球環境対策の充実等に努めています。

平成9年4月には、廃棄物行政と環境保全業務を結合して機動的・弾力的に環境行政を執行するため、環境事業局と衛生局の業務を統廃合し、新たに環境局を設置しました。

平成１１年３月には、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境の実現を図ることを目的とした「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」及び「広島市環境影響評価条例」を制定しました。この「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、平成１３年１０月に「広島市環境基本計画」を策定しました。

平成１５年度には、この計画の地球温暖化防止に関する具体的な行動プランとして「広島市地球温暖化対策地域推進計画」を策定するとともに、ばい捨てなどの解消を目指した「広島市ばい捨て等の防止に関する条例」を制定し、平成１６年度には、ごみ減量、リサイクル

に取り組むための目標と具体的行動を示した「ゼロエミッションシティ広島を目指す減量プログラム～110万人のごみゼロ宣言」を策定、平成17年度には、「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を改定しました。

そして、平成19年6月には、資源とエネルギーの大量消費に依存しない新しい循環型社会の構築を目指して、「広島市環境基本計画」を改定し、重点的施策として、ゼロエミッションシティ広島の推進と地球温暖化対策の推進を掲げました。

平成20年2月には、2050年までに市内温室効果ガス排出量を1990年比で70%削減するという長期目標「カーボンマイナス70」を掲げ、平成21年3月には、本市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにし、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進していくため、「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を制定しました。

また、同月に、これまでの取組や達成状況、組成分析調査の結果などを踏まえ、環境への負荷を更に低減し、将来世代によりよい環境を継承していくため、平成25年度を目標年度とする「ゼロエミッションシティ広島を目指す第2次減量プログラム」を策定し、平成21年6月には、「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を改定しました。

平成21年11月には、「カーボンマイナス70」の達成に向けた地球温暖化対策の方向性を示す長期ビジョン「広島カーボンマイナス70ー2050年までの脱温暖化ビジョンー」を策定しました。

平成27年3月には、ごみを取り巻く社会情勢の変化や本市のごみ処理施策の実施状況等を踏まえた上で、市民・事業者・行政等の協働による更なるごみの減量・資源化によって循環型社会の形成を推進し、災害に強く安定的なごみ処理体制を整備していくため、新たな「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、引き続きゼロエミッションシティ広島の実現に向けた取組を続けていくこととしました。

平成28年3月には、当初の基本計画の改定計画に掲げる目標や施策等の取組の成果、依然として存在する様々な環境問題、国内外における取組の動向、環境行政に求められる役割の変化等の状況に加え、被爆70周年を契機に、目指すべき世界に誇れる「まち」の実現に向けて、被爆100周年を見据えた長期的なまちづくりを行う「まちづくり先導事業」の展開といった背景を踏まえ、まちづくり等様々な分野に環境の保全及び創造に関する基本的な考え方が適切に反映できるよう、総合的かつ中長期的な視点を充実させた、「第2次広島市環境基本計画」を策定しました。

平成29年3月には、パリ協定や我が国の「地球温暖化対策計画」等を踏まえ、本市の目指すべき姿や温室効果ガス排出量の削減目標を掲げ、地球温暖化防止への取組（緩和策）や地球温暖化による気候変動の影響への適応（適応策）について定めた「広島市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

令和2年12月には、「脱炭素社会の構築に向けて取り組み、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す」ことを表明しました。

令和3年3月には、「第2次広島市環境基本計画」の基本的な考え方を継承し、気候変動の影響が疑われる自然災害の頻発、生物の多様性の危機、プラスチックごみ問題などの近年顕在化する様々な環境問題等への対応やSDGs等の新たな視点を取り入れ「第3次広島市環境基本計画」を策定しました。

令和4年7月には、「広島市気候非常事態宣言」を行いました。この宣言は、地球温暖化が、私たちの生存基盤を破壊し、人類の存続を困難なものにする可能性が一気に高まってお

り、市民、事業者等のあらゆる主体と危機意識を共有し、一体となって地球温暖化対策に全力を挙げて取り組むために行ったものです。

同年１２月には、本市における食品ロスの削減を一層推進し、持続可能な社会の実現に寄与することを目指して、「広島市食品ロス削減推進条例」を制定しました。

令和５年３月には、地球温暖化をめぐる国内外の動向や社会経済情勢が大きく変化していることを踏まえ、令和２年１２月に表明した「２０５０年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す」の実現に向け、地球温暖化対策を一層推進する必要があることから、「広島市地球温暖化対策実行計画」を改定しました。

このように、本市は、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる環境の実現を目指し、環境の保全及び創造に関する施策を推進しています。